専決処分報告(損害賠償及び和解) 令和5年(2023年)2月13日提出

札幌市長 秋 元 克 広

市長において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の 規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを 報告する。

記

1 損害賠償及び和解

本市は、本市の業務に関して発生した事故7件について、次のとおり損害 賠償の額を定め、和解する。

| 番号 | 専決処分年月日 相 手 方 | 事故の概要 | 損害賠償の額 |
|----|--|--|---------|
| 1 | 令和4年10月7日 札幌市清田区在住 者 | 令和4年8月20日、札幌市清田区において、本市の消防隊員が、消防活動中に誤って相手方の住宅の設備を損傷したもの | 6,006円 |
| 2 | 令和4年10月19日 東京都港区 三井住友トラス ト・パナソニック ファイナンス株式 会社 | 平成29年4月1日から令和4年9月30日までの間本市が相手方から借り受けていた庁舎用の電話機を紛失したもの | 4, 920円 |
| 3 | 令和4年10月25日 札幌市清田区 真栄建設運輸株式 会社 | 令和4年9月22日、札幌市南 区真駒内南町1丁目において、 ごみ収集作業中の本市の職員 が、誤って修繕中の相手方のゴ ム製のマットを踏み、修繕箇所 を損傷したもの | 71,500円 |

| 番号 | 専決処分年月日 相 手 方 | 事故の概要 | 損害賠償の額 |
|----|---|--|-----------|
| 4 | 令和4年11月7日 札幌市西区在住者 | 令和4年7月21日、札幌市西 区山の手6条3丁目において、 本市の税務用のリース車と相手 方の運転する自転車が接触し、 相手方が負傷したもの | 44,884円 |
| 5 | 令和4年11月11日 東京都港区 オリックス自動車 株式会社 | 令和4年10月19日、札幌市中 央区北1条西2丁目において、 本市が相手方から借り受けてい た業務用の自動車が、本市のコ ンクリート製の塀に接触し、当 該自動車が損傷したもの | 70,000円 |
| 6 | 令和4年11月18日 札幌市清田区在住 者 | 令和4年9月20日、札幌市清田区において、本市が管理する緑地の樹木の枝が風で飛び、相手方の住宅の外壁に接触し、当該外壁が損傷したもの | 365, 200円 |
| 7 | 令和4年11月28日 札幌市北区在住者 | 令和4年8月29日、札幌市北 区において、本市の職員が、家 屋調査中に誤って相手方の住宅 の壁紙を損傷したもの | 64, 900円 |

2 和解

本市は、本市の業務に関して発生した事故2件について、次のとおり和解 する。

| 番号 | 専決処分年月日 相 手 方 | 事故の概要 | 和解の概要 |
|----|--|---|---------------------------------------|
| 1 | 令和4年10月12日 札幌市中央区在住 者 | 令和4年8月1日、札幌市中 央区大通西10丁目において、 本市の業務用のリース車と相手 方の自動車が接触したもの | 相手方は、 本市に対し て、113,251 円を支払う。 |
| 2 | 令和4年12月26日 札幌市白石区 有限会社家具のた なか | 令和4年12月2日、札幌市白 石区北郷4条5丁目において、 本市の塵芥車と相手方の自動車 が接触したもの | 相手方は、 本市に対し て、239,107 円を支払う。 |